

「第1回 三重県 港湾みらい共創本部会議」 事項書

日時:令和4年4月28日(木) 15時10分～15時25分

場所:県庁3F 秘書課 プレゼンテーションルーム

1 「三重県 港湾みらい共創本部」の設置について

2 港湾を巡る課題について

3 主な検討項目について

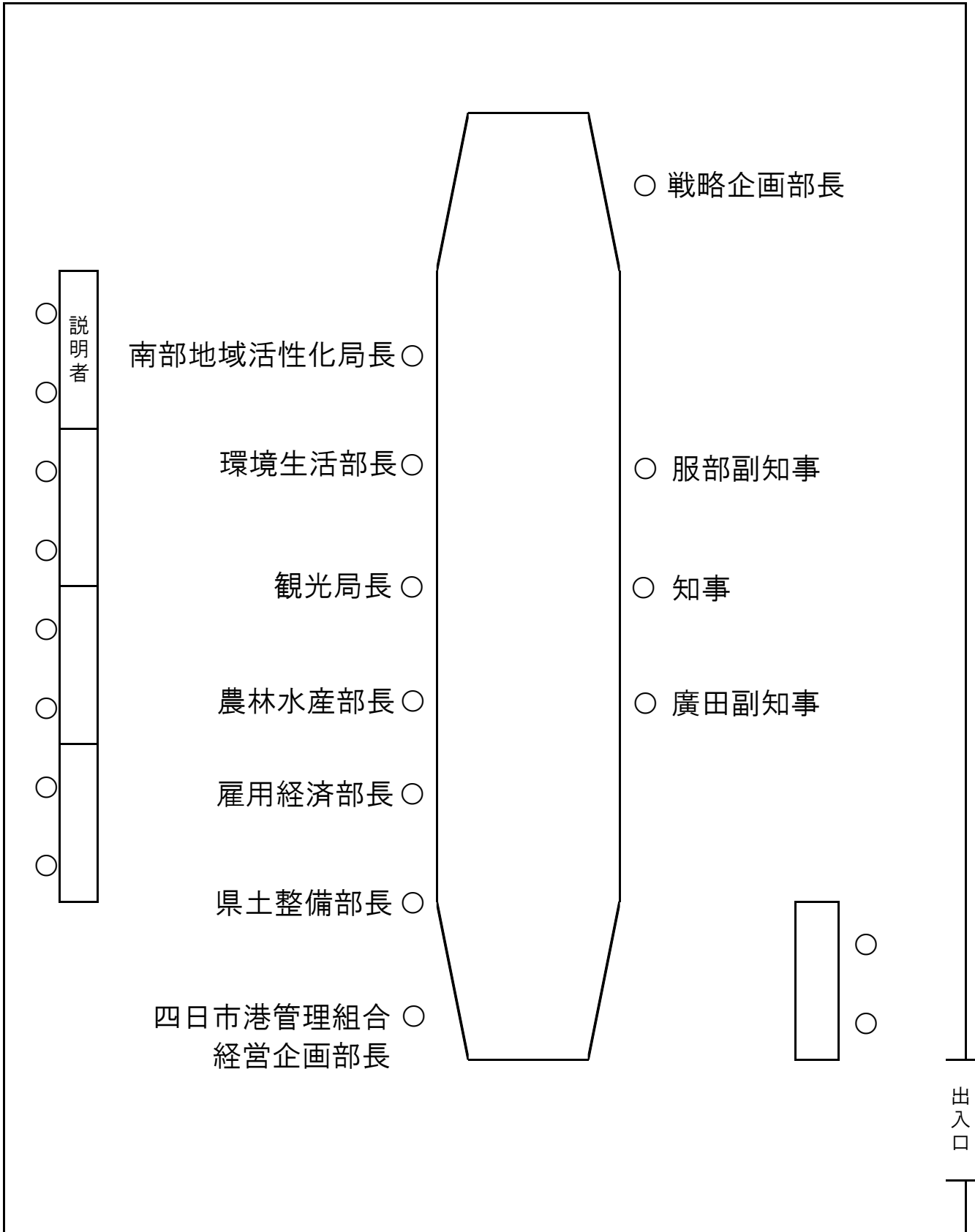
4 今後の進め方について

(配布資料)

- ・事項書
- ・座席表
- ・資料1:「三重県 港湾みらい共創本部」の設置について
- ・資料2:港湾を巡る課題について
- ・資料3:主な検討項目について
- ・資料4:今後の進め方
- ・参考資料:「三重県 港湾みらい共創本部」設置要綱

第1回 三重県 港湾みらい共創本部会議(4月28日)座席表

プレゼンテーションルーム



「三重県 港湾みらい共創本部」の設置について

設立趣旨

三重県内の港湾は、社会・経済を支える重要なインフラであり、引き続き、地域の活性化に向けた機能を高めるとともに、カーボンニュートラル、アフターコロナを見据えた観光復興など、新たな課題への対応が必要である。

港湾の利活用に関わる部局を横断した取組みの連携を強化するとともに、多様な関係者と協働し、共に港湾への新たな価値を創造するため「**三重県 港湾みらい共創本部**」を設置する。

構成員(メンバーおよび事務局)

知事を本部長とし、副本部長に両副知事、本部員に関係部局長で構成する。また、四日市港管理組合 経営企画部長をオブザーバーとする。

- 本部長 : 知事
- 副本部長 : 両副知事
- 本部員 : 戦略企画部長、環境生活部長、南部地域活性化局長、
農林水産部長、雇用経済部長、観光局長、県土整備部長
- ※オブザーバー 四日市港管理組合 経営企画部長
- 事務局 : 県土整備部 港湾・海岸課

検討体制(進め方)

本部内に幹事会を設け、本部会議での議論に必要な調査・検討を行う。

また、港湾に係る多様な関係者の協議の場として、必要に応じて分科会を設置する。

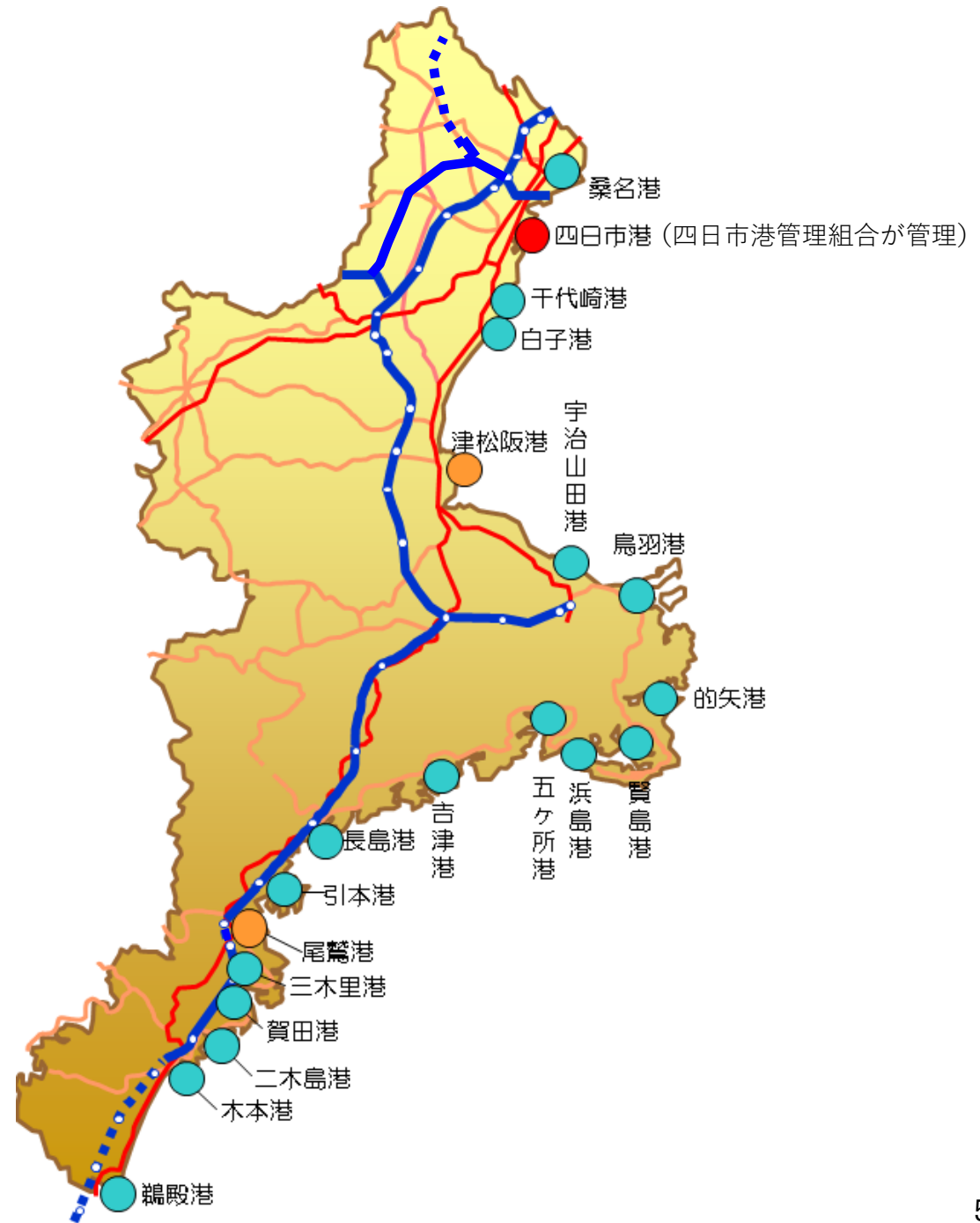
- 幹事長 : 県土整備部 次長 (流域整備)
- 幹事 : 戦略企画部 ゼロエミッションプロジェクト推進監
- 幹事 : 環境生活部 地球温暖化対策課長
- 幹事 : 南部地域活性化局 東紀州振興課長
- 幹事 : 農林水産部 農林水産政策・輸出促進監
- 幹事 : 雇用経済部 新産業振興課長
- 幹事 : 観光局 観光政策課長
- 幹事 : 県土整備部 港湾・海岸課長
- ※オブザーバー : 四日市港管理組合 経営企画部企画課長

港湾を巡る課題について

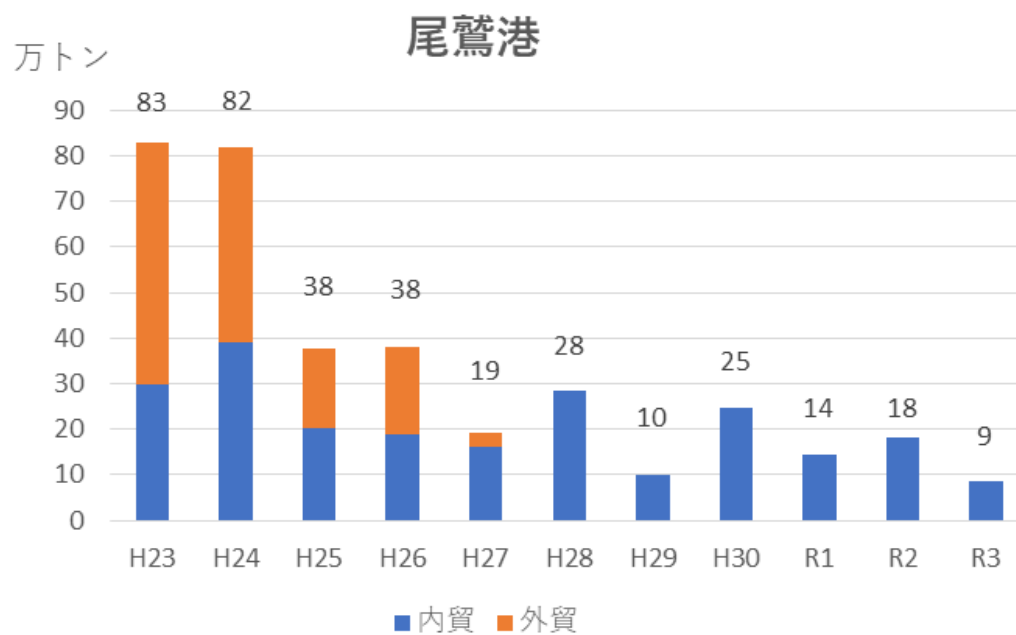
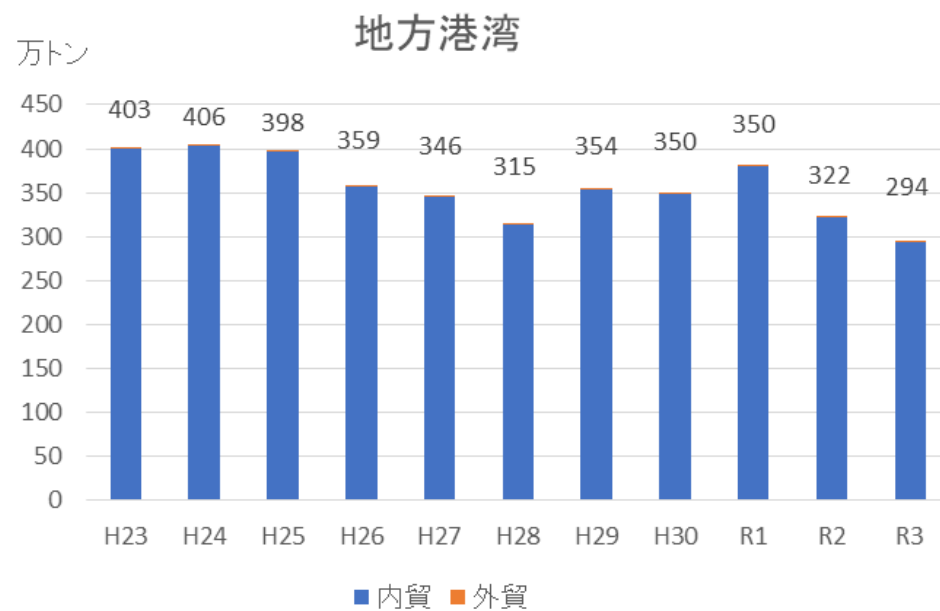
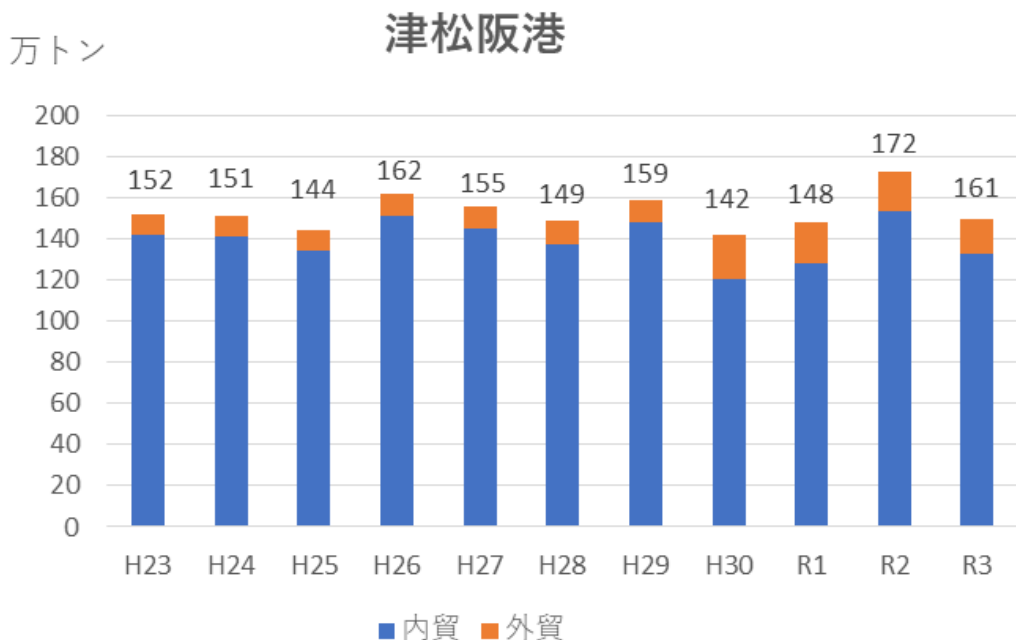
- 1 県管理港湾の位置について
- 2 県管理港湾取扱貨物の推移について
- 3 カーボンニュートラルポートの概要について
- 4 クルーズ船の入港回数の推移について
- 5 マリンチック街道について
- 6 主な県管理港湾の課題について

1 県管理港湾の位置について

- 国際拠点港湾 1 港
- 重要港湾 2 港
- 地方港湾 17 港



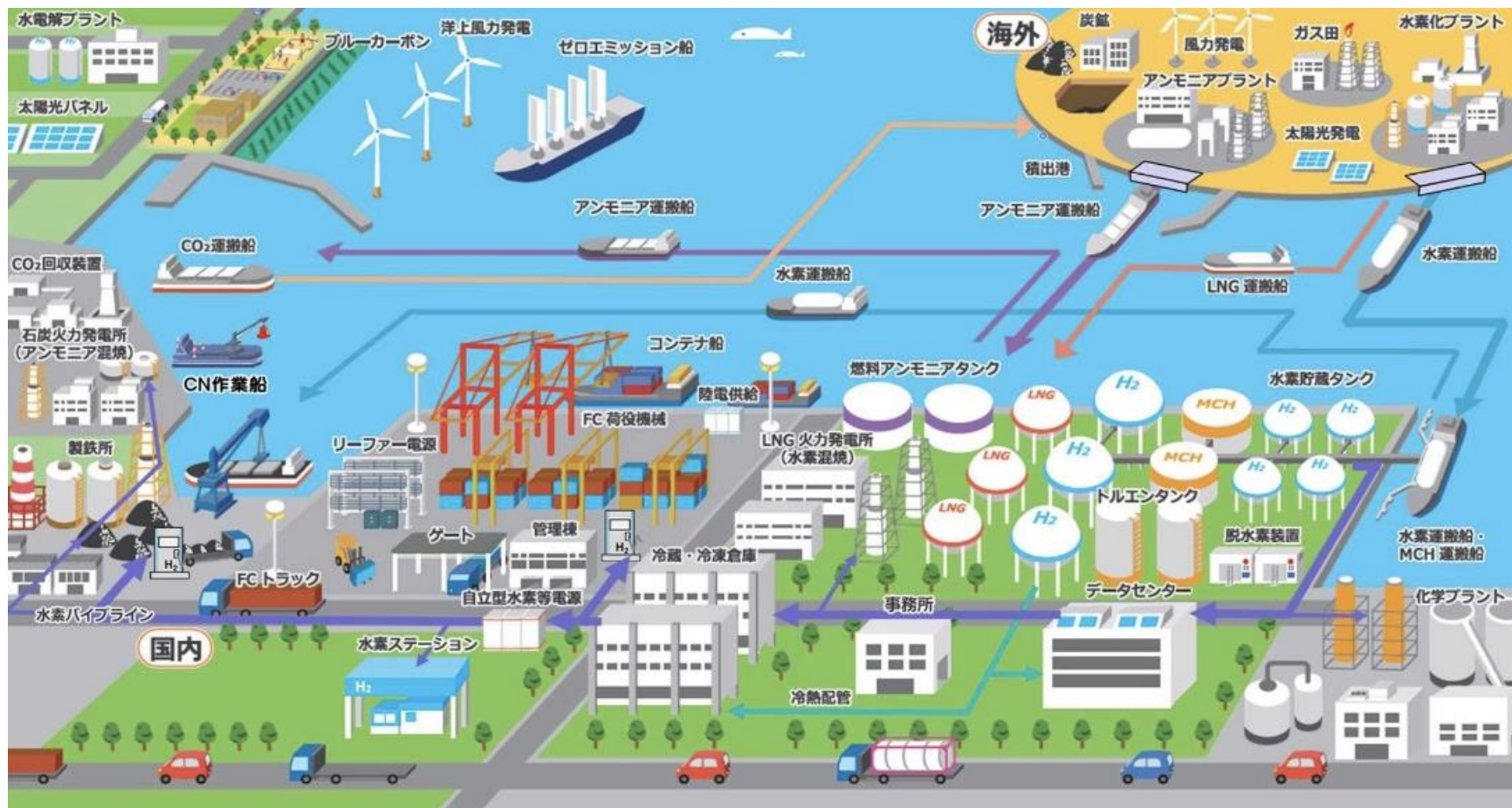
2 取扱貨物の推移について



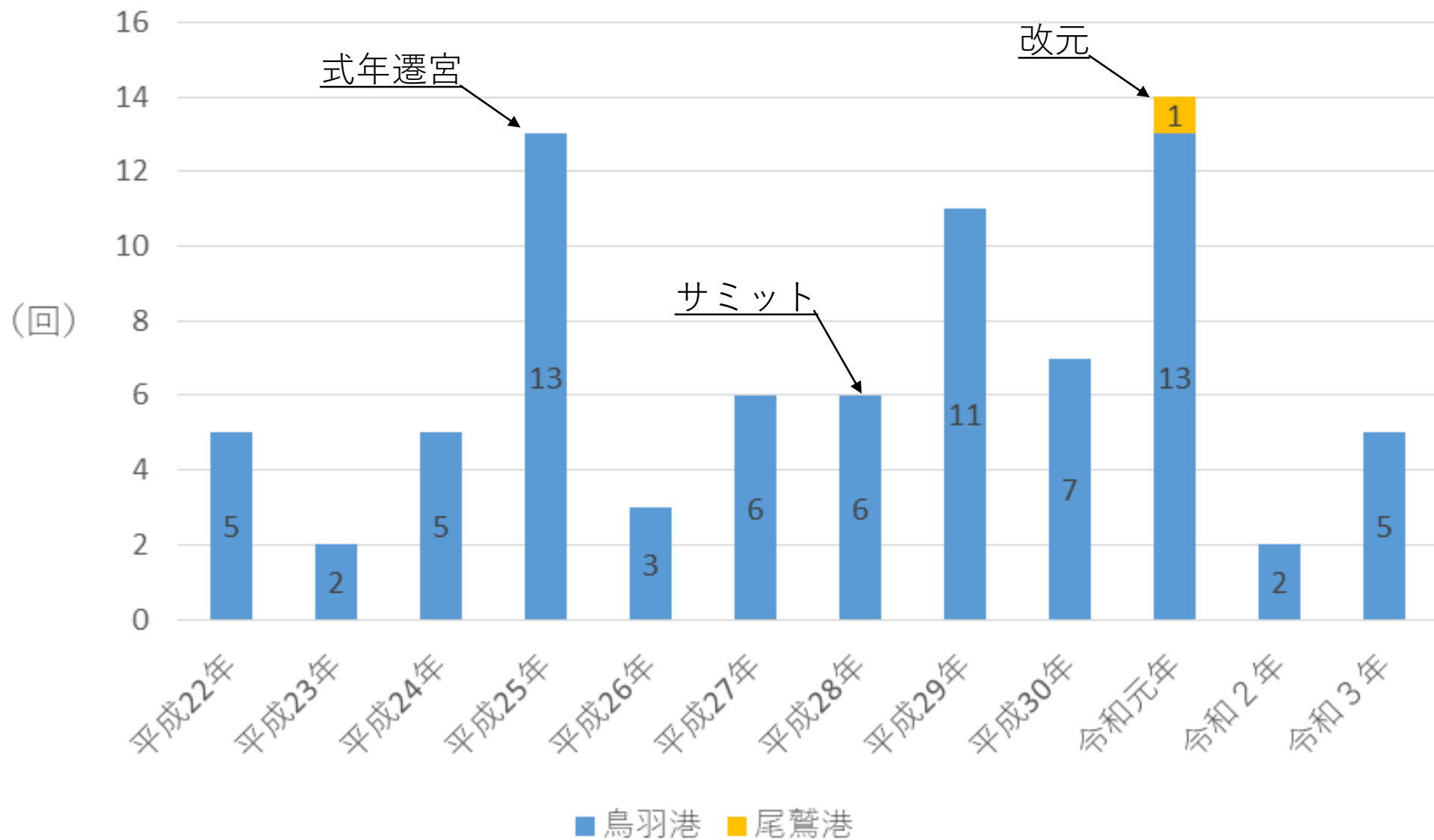
3 カーボンニュートラルポートの概要について

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化をなどを通じて温室効果ガスの排出を港湾地域全体としてゼロにすることを目指す港湾をいいます。

国の温室効果ガス削減目標(2050年にカーボンニュートラル実現)等を踏まえ県内の重要港湾においても取組を進めていく必要があります。



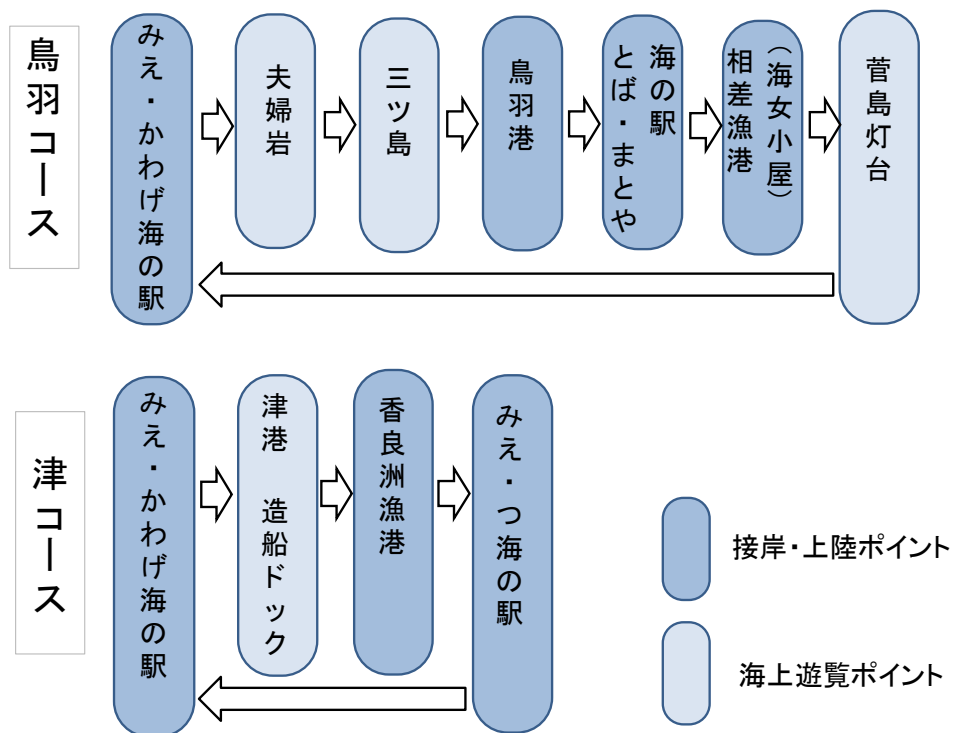
4 クルーズ船の入港回数の推移について



5 マリンチック街道について

国土交通省が平成29年度より始めた
プレジャーボート等によるクルージング
観光のモデルルート。

三重県では伊勢志摩を巡る「鳥羽コース」と津松阪を回る「津コース」をモデルコースとする「伊勢湾」が登録されています。



6 主な県管理港湾の課題について

港湾名	津松阪港	尾鷲港	鳥羽港
課題	<ul style="list-style-type: none"> • カーボンニュートラルへの対応 (CNP形成計画策定) • 国際貨物を含む大型船への航路・岸壁の対応など輸送効率の向上 • 港湾施設の利用に余裕があり取扱貨物を拡大するための利用者の獲得 • エネルギーや防災機能の強化 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • カーボンニュートラルへの対応 (CNP形成計画策定) • クルーズ船誘致・寄港に向けた環境整備 (テンドーボート接岸施設整備等) • 東紀州地域の木材、水産加工品など生産物の輸出等に向けた環境整備 (企業誘致、四日市港との連携等) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • クルーズ船等の誘致・寄港増加に向けた環境整備 (クルーズ船乗客向け誘導施設整備、観光コンテンツの充実等) • 港を起点とした鳥羽市内の観光を促進するまちづくり (自転車を含めた多様なモビリティの活用、デジタル技術の活用等) • 離島航路の活性化に向けた環境整備 <p style="text-align: right;">等</p>

主な検討項目について

1. 港湾の脱炭素化(カーボンニュートラルポート)

重要港湾でのカーボンニュートラルポート(CNP)形成に向けCNP形成計画の策定を行う

【主な検討内容】

- ・ 対象港湾と密接に関わる企業の動向を踏まえた取組範囲
- ・ 様々な関係者と脱炭素化に向けて取り組むための手法
- ・ 新エネルギー等関連施設受入の可能性

【連携】

- ・ 「脱炭素社会推進本部」、「ゼロエミッションみえ推進本部」及び「松阪港振興協議会」等

2. 港湾による地域産業活性化

林業や水産業、工業など港湾と連携した地域産業の活性化に資する港湾の取組の検討を行う

【主な検討内容】

- ・ 周辺企業との連携強化による港湾利用の拡大に向けた環境整備策
- ・ 取扱貨物拡大に向けた利用者の獲得策

【連携】

- ・ 「松阪港振興協議会」、「尾鷲振興会」、「尾鷲SEAモデル協議会」等

3. 港湾を利用した観光活性化

クルーズ、マリンレジャーなど、港湾と連携した観光振興に資する港湾の取組の検討を行う

【主な検討内容】

- ・ クルーズ船などの誘致・寄港増加に向けた港湾の環境整備策
- ・ 港を起点した観光振興に向けた地域のまちづくり施策との連携手法

【連携】

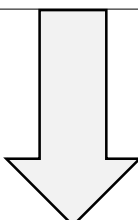
- ・ 「鳥羽港クルーズ船誘致受入協議会」、「鳥羽港みなとづくり検討会」等

当面の進め方（案）

令和4年4月28日

「第1回 三重県 港湾みらい共創本部会議」 開催
【議題】

- ・ 設立趣旨、検討項目、今後の進め方 等

- 
- ・ 市町や企業など多様な関係者へのヒアリングを実施

令和4年秋頃(予定)

「第2回 三重県 港湾みらい共創本部会議」 開催
【議題】

- ・ ヒアリングを踏まえた各港湾の課題の整理と対応策について

- 
- ・ 港湾の利用見通しを踏まえた取組時期等の検討

- ・ 取り組みを進める上での基本方針案の策定

令和4年度末頃(予定)

「第3回 三重県 港湾みらい共創本部会議」 開催
【議題】

- ・ 今後の取組の方向性（案）について

- 
- ・ 対象港湾の具体的な取り組みに向けた調整

3年間の成果

【成果】

- ・ カーボンニュートラルポート形成計画の策定
- ・ 各港湾のプロジェクト計画の策定及びプロジェクトの一部着手

「三重県 港湾みらい共創本部」設置要綱（案）

（設立趣旨）

第1条 三重県内の港湾は、社会・経済を支える重要なインフラであり、引き続き、地域の活性化に向けた機能を高めるとともに、カーボンニュートラル、アフターコロナを見据えた観光復興など、新たな課題への対応が必要である。

港湾の利活用に関わる部局を横断した取組みの連携を強化するとともに、多様な関係者と協働し、共に港湾への新たな価値を創造するため「三重県 港湾みらい共創本部」を設置する。

（基本取組）

第2条 港湾みらい共創本部（以下「共創本部」という）は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 港湾の脱炭素化（カーボンニュートラルポート）に関すること。
- (2) 港湾による地域産業の活性化に関すること。
- (3) 港湾を活用した観光活性化に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 共創本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 副本部長は両副知事とし、本部長を補佐する。
- 4 本部員及びオブザーバーは、別表1に掲げる者とし、検討の進捗をふまえて関係部局長の出席を求める。
- 5 本部の取組に関する調査・検討を行うため、幹事会を置く。
- 6 本部の事務局は、県土整備部港湾・海岸課に置く。

（幹事会）

第4条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、県土整備部次長（流域整備）とする。
- 3 幹事は、別表2に掲げる者とする。
- 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - (1) 共創本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 5 幹事会は、港湾に係る多様な関係者の協議の場として、必要に応じて分科会を設置できる。

(設置期間)

第5条 共創本部は、3年を期限として取り組みを進めることを原則とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表-1

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	戦略企画部長
	環境生活部長
	南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
オブザーバー	四日市港管理組合 経営企画部長

別表-2

幹事長	県土整備部 次長(流域整備)
幹事	戦略企画部 ゼロエミッションプロジェクト推進監
	環境生活部 地球温暖化対策課長
	南部地域活性化局 東紀州振興課長
	農林水産部 農林水産政策・輸出促進監
	雇用経済部 新産業振興課長
	観光局 観光政策課長
	県土整備部 港湾・海岸課長
オブザーバー	四日市港管理組合 経営企画部 企画課長